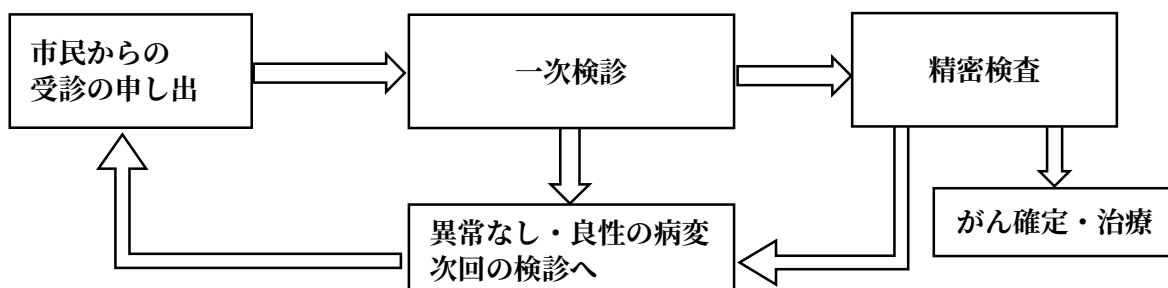


佐世保市胃がん検診業務委託仕様書（胃透視）

本契約に基づく胃がん検診（胃透視＝バリウム）については、下記により実施すること。

○がん検診の流れ



下の①～④の各項目について、カッコ内の項番に示す内容により実施する。

①一次検診の実施

- 検診対象者かどうか確認すること（項番「1，2，3」）。
- 受診者から負担金を徴収すること（項番「4」）。
- 一次検診を実施すること（項番「5，6，7」）。
- 一次検診の結果を受診者に通知すること（項番「8」）。

②精密検査の実施

- 精密検査を実施すること（項番「10」）。

③報告・委託料の請求

- 検診結果を市へ報告し、委託料を請求すること（項番「9，12」）。

④その他の事項

- 記録を保管すること（項番「11」）。
- 精度管理に努めること（項番「13」）。
- 仕様書に定めがないものの取扱い（項番「14」）。

1. 検診の対象者

- 佐世保市に住民票がある30歳以上の市民。
※やむを得ない事情により住民票を佐世保市に異動できない方への実施も可。
その場合は健康づくり課に問い合わせて確認すること。

2. 検診の対象者の例外

次のいずれかに該当する場合は、佐世保市胃がん検診の対象とはならない。

「3. 対象者の確認方法について」に従い、十分に確認をすること。

- (1) 法令に基づく胃部検診の対象者。
- (2) 胃・十二指腸疾患などで治療中、定期観察中の者。
- (3) 口腔・咽・喉頭部などに疾患があり検査が不可能と医師が判断した者。
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第7条に規定する医療保険各法に基づく健康保険組合等並びに事業所・施設等が保健事業・福利厚生等として実施する胃部検診を受けることができる者（やむを得ない事情がある場合は、この限りではない）。
- (5) 年度内（4月1日～翌年3月31日）に佐世保市胃がん検診（胃内視鏡検査または胃透視検査）を受診済みである者。

3. 対象者の確認方法について

次の方法で実施する。

- (1) 受診者への聞き取り
- (2) 各種被保険者証など
- (3) 佐世保市胃がん検診カルテ（自院で保管している分のみ）

※不明な点がある場合は、健康づくり課に問い合わせができる。

（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に限る）

※上記（1）～（3）の確認をせず「2. 検診の対象者の例外」に該当するものに検診をした場合、委託料を支払えないこととなるので十分注意すること。

4. 受診者の負担金

受診者の負担金は次のとおり。実施医療機関で徴収する。

年齢	令和 7 年 9 月 30 日 実施分まで	令和 7 年 10 月 1 日 実施分から
30～39 歳	3,000 円	2,000 円
40～69 歳	1,000 円	2,000 円
70 歳以上	無料	1,000 円

ただし、次に該当する方は、上記にかかわらず負担金は無料。

- ① 佐世保市国民健康保険加入者。
- ② 生活保護受給者。
- ③ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者。
- ④ 節目検診の対象とする者
（実施年度の 4 月 1 日現在、40 歳・50 歳・60 歳の者）
- ⑤ 市民税非課税世帯で、かつ、令和 7 年 9 月 30 日までの受診者

※医療機関窓口において各種証明書等を確認すること。

※市への報告の際に、確認した証明書等（コピー可）を併せて提出すること。

5. 検診を実施する医師について

実施医療機関の医師は、日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器がん検診学会等の会員であることが望ましい。

6. 検診実施方法

次のとおり実施する。

1 問診

現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

2 胃部エックス線検査

- (1) 胃部エックス線検査は、原則として直接撮影とし、その方法等については日本消化器学会の方式（最低 8 枚）によること。
- (2) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意する。
- (3) 読影に関しては、十分な経験を有する複数の医師による読影が可能な医療機関は、当該医療機関で責任を持って読影を行う。
それ以外の医療機関は、医師会の読影会で読影を行うものとする。医師会の読影会

ヘドライフイルムで提出する場合は、1コマのサイズが読影に支障の内容な設定で印刷すること。

7. 研修への参加

医師会の読影会に読影を依頼している医療機関は、撮影及び読影技術の向上を目的とした研修として、年に2回以上、必ず当該読影会に参加すること。

8. 受診者への結果通知

検診の結果は、一次検診実施機関から受診者に速やかに通知する。

※精密検査が必要な方については、適切な受診指導を実施すること。

9. 市への報告・請求

次の書類をまとめて検査月の翌月20日までに報告すること。

○がん検診（一次）委託料請求書 ※委託料の支払は一次検診のみ。

○受診者名簿（検診結果を記入すること）

○佐世保市胃がん検診カルテ（透視）

※カルテは4枚複写となっている。

1枚目 医療機関保存用（検診実施機関で保管すること）

2枚目 受診者への通知用（受診者に渡すこと）

3枚目 佐世保市報告用（請求書と共に佐世保市へ提出すること）

4枚目 医師会報告用（医師会に提出すること）

10. 精密検査の実施

精密検査機関は、十分な精密検査が可能な機関とする。

一次検診からの流れは次のとおり。なお、精密検査は保険診療扱いとする。

① 一次検診実施医療機関

胃がん検診精密検査結果連絡票を作成して受診者へ渡し、精密検査の受診を勧める。

※精密検査実施医療機関に胃がん検診精密検査結果連絡票を提出するよう受診者に説明すること。

② 精密検査医療機関

検査実施後、精密検査の結果を受診者に説明し、胃がん検診精密検査結果連絡票を用いて結果をすみやかに佐世保市に報告する。

③ 佐世保市

精密検査実施医療機関から精密検査結果を受領後、佐世保市は一次検診実施医療機関と医師会へ胃がん検診精密検査結果連絡票を用いて報告する。

11. 記録の整備

検診実施医療機関において胃部エックス線写真、デジタル画像及びカルテ等は、少なくとも5年間保存すること。

12. 委託料の支払

委託料の支払は、一次検診が対象となる。

報告内容を佐世保市で確認した後、各医療機関に支払う。

佐世保市での確認の際、内容に疑義があった場合は、医療機関に対して電話等で照会をおこなう。

また、照会の結果、委託料を支払えないこととなる場合がある。

委託料支払の可否は下表のとおりとなるので留意すること。

例	医療機関での対象者確認	委託料の支払
年度内 2 回目の受診 (1 回目と 2 回目の医療 機関が同一の場合)		支払わない
年度内 2 回目の受診 (1 回目と 2 回目の医療 機関が異なる場合)		支払う
佐世保市に住民票がない 者の受診	受診者への聞き取り、被保険者 証などの確認を行った	支払う
	受診者への聞き取り、被保険者 証などの確認を行っていない	支払わない
上記以外の場合		その都度協議する

1 3 . 精度管理について

がん検診の質の向上を図るため、事業評価を実施する。

佐世保市より事業評価のためのチェックリストを送付された際は必ず回答すること。また、チェックリストの内容は、厚生労働省から求められている基準である。がん検診の精度向上のため、チェックリストの項目を満たした検診の実施に努めること。

1 4 . その他

この仕様書にない案件等が生じた場合は、佐世保市と佐世保市医師会で協議を行い決定する。